

最高裁秘書第2798号

平成29年6月23日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成28年9月23日付け（同月26日受付，最高裁秘書第3037号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

平成16年11月から平成28年8月までの間に，司法修習生の採用選考申込みに不合格となった人の数が修習期ごとに分かる文書（第59期から新第61期まで，新第62期，新第63期から新第65期まで，第67期から第69期まで）

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。